

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担は無料とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間に 支払われる賃金の 30% 手数料負担は職業紹介先企業とします。
求人の受理後、求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間に 支払われる賃金の 30% 手数料負担は職業紹介先企業とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やその為の調査・探索	着手金 0 円 活動1日あたり 0 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間に 支払われる賃金の 30% 手数料負担は職業紹介先企業とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 0 円 相談・助言終了後 0 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間に 支払われる賃金の 30% 手数料負担は職業紹介先企業とします。

上記手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 22-ユ-300195

事務所の名称及び所在地 フロンティア・ヒューマン株式会社

静岡県静岡市清水区北矢部町1丁目12-16 ノースワン102

求人者・求職者の皆様へ

事業所名：フロンティア・ヒューマン株式会社 清水営業所
許可番号：22-ユ-300195

●取扱職種の範囲等 ・ 職種／全職種 ・ 地域／国内

●手数料に関する事項

・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）の通りです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円（手数料負担者は無料とします）
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就業後1年間に 支払われる賃金 の 30% (手数料負担者は「職業紹介先企業」とします)
求人の受理後、求人者に対する専門的な相談・ 助言サービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就業後1年間に 支払われる賃金 の 30% (手数料負担者は「職業紹介先企業」とします)
特定の条件による特別の 求職者の開拓やそのための 調査・探索	着手金 0円・活動1日あたり 0円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就業後1年間に 支払われる賃金 の 30% (手数料負担者は「職業紹介先企業」とします)
就職を容易にするための 求職者に対する専門的な 相談・助言	着手金 0円・相談・助言終了後 0円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就業後1年間に 支払われる賃金 の 30% (手数料負担者は「職業紹介先企業」とします)

※求職者からは手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先：職業紹介責任者 安達 洋介

連絡先：054-376-5717

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取扱います。当事業所の「個人情報適正管理規定」は以下の通りです。

- 第1条 個人情報を取扱う事業所内の職員の範囲は管理部の社員とする。
個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 安達洋介 とする。
- 第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取扱う第1条に記載する事業所内の社員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。
また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
- 第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。
さらに、これに基づき訂正（削除含む。以下同じ）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者への周知に努めることとする。
- 第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、
職業紹介責任者 安達洋介 とする。

●返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。
詳細は別紙のとおりです。

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。

求人者及び求職者の皆様へ

フロンティア・ヒューマン株式会社 清水営業所
有料職業紹介事業許可番号（22-ユ-300195）

有料職業紹介による手数料の返還について

当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した人材が、入社辞退又は自己の都合により入社から 6 か月以内に離職した場合若しくは自己の責めに帰すべき事由により入社から 6 か月以内に解雇された場合、次の基準で紹介手数料を返還いたします。

(1) 返還率

入社日から退職日までの期間により以下のように定めます。

期間	返還率
入社辞退、入社後 1 週間未満の場合	紹介手数料の 100%
入社後 1 か月未満の場合	紹介手数料の 70%
入社後 3 か月未満の場合	紹介手数料の 20%
入社後 6 か月未満の場合	紹介手数料の 10%

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します。

(2) 返還の免責

以下の項目に一つでも該当した場合は返還義務が免責とさせていただきます。

- ・労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- ・就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- ・人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- ・職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- ・事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- ・天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- ・甲が当該等労働者の退職日より 1 か月以内に退職を証明できる書類を乙に提出しなかった場合
- ・その他、甲乙協議の上、返還の必要がないと判断された場合

(3) その他

以下の該当する場合は、上記の返還制度の例外となります。

- ・紹介予定派遣の場合
- ・派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として職業紹介した場合

以上

業務の運営に関する規程

事業所名 フロンティア・ヒューマン株式会社

所在地 静岡県静岡市清水区北矢部町 1 丁目 12-16 ノースワン 102

第1 求 人

- 1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求 職

- 1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職申込みには、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の掲示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4 (取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦(夫)、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンの場合)求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

- 3 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メール等の使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メール等の使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人者等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所で当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、全職種です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和4年10月1日
代表取締役 安永直幸